

財 第 7 7 3 号

令和 7 年 8 月 22 日

各 部・課 長

副 市 長 林 康 夫

令和 8 年度予算編成について（依命通知）

令和 8 年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、
予算編成作業を進められたい。

【社会・経済情勢について】

本年 6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針
2025」では、米国の一連の関税措置が消費や投資の下押しリスクとなっ
ていることや、食料品を中心とする物価高の継続による家計や事業活動
への影響など、これら直面するリスクに対応するとしている一方で、成
長型経済への確実な移行に向けて、賃上げ政策を成長戦略の要として、
賃上げ支援などを推進するとしている。

また、中長期の視点からは国全体の生産年齢人口がこれからの 20 年
で 1500 万人弱、2 割以上減少することが見込まれる中、持続可能な行政
運営を行っていくため、限られたリソースから、より高い政策効果を生

み出すことが求められており、より一層の生産性向上を図る取組みが必要とされている。

国は、本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、持続可能な社会保障制度の確立、今を生きるそして将来生まれる全てのこども・若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現、質の高い公教育の再生、持続可能なインフラマネジメントなどの重要課題に取り組むこととしている。

【本市の取り組むべき課題について】

本市においても、子育て支援・教育施策の充実、自然災害等への対策、都市基盤の整備、自治体 DX の推進など、各分野において、国の示すさまざまな施策等を踏まえつつ、社会情勢の変化に応じ、課題へ対応していくための様々な事業に取り組む必要がある。

一方で、これまで以上に人的資源の確保も困難になっており、持続可能な行財政運営を確保するため、中長期的な視点をもって取り組んでいく必要があり、財源だけではなく、人的資源も含めた経営資源の効果的な配分が求められる。

【本市の財政状況について】

令和 6 年度の本市の決算状況は、市税、地方消費税交付金などの歳入

の増加により、実質収支は約 43 億円の黒字となり、決算剰余金積立て後の財源調整基金残高は令和 5 年度と同水準の 250 億円を維持することとなった。

歳入が増加している一方、物価上昇や労務費の価格への転嫁による事業費の上昇、金利の上昇による公債費負担の増加など、歳出も増加傾向にある。

令和 8 年度には児童相談所を開設するほか、老朽化した校舎、消防局庁舎の建替えなど、大規模な普通建設事業を実施していくことを予定しており、その財源を確保していくため、引き続き規律ある財政運営を行う必要がある。

【令和 8 年度予算編成について】

令和 8 年度予算編成においては、前年度に引き続き、政策経費対象事業に要求基準額を設定することとする。

また、令和 8 年度予算編成にあっては、次の事項について留意されたい。

- ・物価や労務単価の上昇について、適切に反映した予算要求とすること。
- ・効率的な行財政運営を意識した予算要求をすることとし、特に新規・

拡大する事業については、関連事業の見直しを併せて検討すること。

- ・重点事業調査を踏まえ、令和 8 年度の重点事業候補に選定する事業（別途通知）については、優先的に予算措置することとする。
- ・令和 6・7 年度事業評価の対象となっている事業については、改善の効果が認められた取組を予算要求に反映させることとする。
- ・財源調整基金繰入金については、45 億円程度とする。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、企画財政部長より発出される「令和 8 年度 予算要求について」を熟読し、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、一般経費は枠配分額内に必ず収め、政策経費（基準額外での要求を認めるもの以外）は要求基準額に極力収めるよう、効率的な予算要求を行うこと。
2. 配分された一般財源内での要求とするため、流用や補正を見込んで積算を過少に見積もることは、厳に慎むこと。
3. 所管事業の見直しは、以下の点に留意し、積極的に検討すること。
 - ・市単独事業の行政サービス水準について、他団体との比較などにより効果検証を行う
 - ・他団体が先行している効率的な事務運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化を図る
 - ・他部局との類似事業の統廃合について、関係部局で十分検討する
 - ・限られた財源の中での予算要求となるため、費用対効果や優先度合いを考慮した事業の廃止を積極的に検討する
4. 歳入確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
5. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れや誤計上等がないよう注意すること。

6. 地方債については、地方交付税措置のある有利な起債を積極的に活用するよう努めること。
7. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
8. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
9. 決算審査の過程において指摘された事項、監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に係る事項は、改善のうえ適切に対応すること。